

000095

09/24/2026

令和8年度 市町村助成制度状況一覧															R8.10月～		
NO	市町村名	子ども医療(81)										対象範囲	障害者(80)		対象範囲	ひとり親(90)	
		入院					通院						1月あたりの自己負担【○：自己負担なし】			1月あたりの自己負担【○：自己負担なし】	
		1日あたりの自己負担額 【月7日限度】(○：自己負担なし) ※市町村毎、1医療機関にかかる料金 ※薬局での自己負担なし					1月あたりの自己負担額 【○：自己負担なし】 ※市町村毎、1医療機関にかかる料金 ※薬局での自己負担なし						入院	通院		入院	通院
		3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の 年度末	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の 年度末						
	福岡県	○		500円			○		800円	1200 円	1600 円	・3歳以上中学生までの精神 病床入院費用 ・身体障害者・知的障害 者・重複障害者・精神障害 者(精神病床費用を除く) ※65歳以上は後援高齢 者医療制度加入者のみ ※市町村毎、1医療機関 にかかる料金 ※薬局での自己負担なし	3歳から中学3年生 500円/日 (低所：300円/日) ※月7日限度 高校生(15歳)以上 500円/日 (低所：300円/日) ※月20日限度	500円/月	母子家庭・父子家 庭・養育者家庭 ※児童は小学校就 学後から18歳の年度 末まで ※市町村毎、1医療 機関にかかる料金 ※薬局での自己負 担なし	500円/日 ※月7日限度	800円/月
400	北九州市	○	○	○	○	○	○		600円	1200 円	1600 円	1,600円	○：自己負担なし 精神病床入院費用は18歳の年度末まで自己負担なし	○		小学生～ 18歳の年度末までの子ども○	
500	福岡市	○	○	○	○	○	○		500円 (※1)	500円	500円	500円	3歳以上18歳年度末までの 精神病床入院費用	○		小学生～ 18歳年度末まで○	小学生～18歳年度末まで 500円/月
003	大牟田市	○		○			○	○		500円							
004	久留米市	○		○			○	○		1000 円	1600 円		小学生以上対象 ※就学前までは、すべて 子ども医療で対応	小学生・中学生入院 ○ 入院高校生以上 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)		小学生から中学生までの「入院」 ○	
005	直方市	○	○	500円	500円		○	○		800円 (小3 まで) 1200円 (小6 まで)	1600 円			○			
006	飯塚市	○	○	500円			○	○		1200 円	1200 円		○：自己負担なし 精神病床入院費用については、18歳に達する日以後の最初の3/31まで対象で自己負担なし、ただしそれ以上は対象外				
007	田川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中学生以上 一般500円/日(月7日上限) 低所得300円/日(月7日上限)				
008	柳川市	○	○	○	○		○	○		○			3歳～中学生○	3歳～中学生○ 65歳以上○		小中学生○	小中学生○
011	八女市	○	○	○	○		○	○	○	○	○		入外とも 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学生○			入外とも 小中学生○	
012	筑後市	○	○	○	○	○	○	○		1000円	1000円	1000円	18歳年度末まで○ ※精神病床の費用も対象			18歳年度末まで(子ども)○	
013	大川市	○		○			○	○	○	○				65歳以上○			
014	行橋市	○		500円		500円	○			600円		600円					
015	豊前市	○	○	○	○	○	○	○		800円							
016	中間市	○		○		○	○			600円		1600円	3歳誕生日の翌月から高校生年齢まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)○			中学生から高校生年齢まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)○	
017	小郡市	○	○	○	○	○	○	○		800円	1200円	1600円					
018	筑紫野市	○	○	○	○		○	○	○	○	○		3歳～中学生○	3歳～中学生○		小中学生○	小中学生○
019	春日市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	入外とも 3歳～高校生○ ※精神病床の費用も対象			入外とも 就学後～高校生○	
020	大野城市	○	○	○	○		○	○		○	○		3歳～中学生○	3歳～中学生○		小中学生○	小中学生○
021	宗像市	○		○			○			500円	500円	500円	18歳に達する日以後の最初の3/31まで○			子ども○ (小学生から18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者)	子ども500円/月 (小学生から18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者)
022	太宰府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1600円	高校生 子ども医療より優先(※8)			高校生 子ども医療より優先(※8)	
023	福津市	○		500円			○			600円	1600円						
024	うきは市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	就学前(3歳以上)から18歳に達する日以後の最初の3/31まで○(※4)	就学前(3歳以上)から18歳に達する日以後の最初の3/31まで○		小学生から18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者○	小学生から18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者○
025	宮若市	○	○	○	○	○	○	○		1200円		1200円	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○ 高校卒業から65歳未満 一般500円/日(月20日限度) 低所得300円/日(月20日限度) 精神病床入院費用対象外 65歳以上○	小学1年生から65歳未満 500円/月 65歳以上○		18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○	
026	朝倉市	○	○	500円	500円		○	○		1200円	1600円						
027	嘉麻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの精神障がい者の精神病床入院に係る医療費 ※上記以外の重度障がい者医療費助成対象者は従前どおり ※6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもは子ども医療で助成			6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども○ ※上記以外のひとり親家庭等医療費助成対象者は従前どおり ※6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもは子ども医療で助成	
028	みやま市	○		500円/日(月7日限度)			○		600円		800円			65歳以上○			

000096

09/24/2026

令和8年度 市町村助成制度状況一覧																R8.10月～		
NO	市町村名	子ども医療(81)										対象範囲	障害者(80)		対象範囲	ひとり親(90)		
		入院					通院						1月あたりの自己負担【○：自己負担なし】			1月あたりの自己負担		
		1日あたりの自己負担額 【月7日限度】【○：自己負担なし】 ※市町村毎、1医療機関にかかる料金 ※薬局での自己負担なし					1月あたりの自己負担額 【○：自己負担なし】 ※市町村毎、1医療機関にかかる料金 ※薬局での自己負担なし						入院	【○：自己負担なし】				
		3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の 年度末	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の 年度末			入院		通院		
029	糸島市	○		○		○	○				500円		3歳以上(3歳に達する日の属する日の翌月初日)から高校生世代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○ 上記以外 500円/日(月10日上限) 低所得300円/日(月10日上限)		小学生から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○	小学生から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 500円/月		
052	那珂川市	○	○	○	○		○	○	○	○			3歳～中学生○		3歳～中学生○		小中学生○	小中学生○
054	宇美町	○		○		○	○	○			500円	500円	中学生まで子ども医療適用 高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○ 高校生世代以外 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)	中学生まで子ども医療適用		中学生まで子ども医療適用 高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○	中学生まで子ども医療適用 高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 500円/月	
055	篠栗町	○		○		○	○	○			500円	500円	3歳以上から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○ 上記以外 一般500円/日(月10日上限) 低所得300円/日(月10日上限)	3歳以上から就学前○		小学生から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○	小学生から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 500円/月	
056	志免町	○		○		○	○	○			500円	500円	中学生まで子ども医療適用 高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○ 高校生卒業以降 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)	中学生まで子ども医療適用		就学前まで子ども医療適用 小学生から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○	就学前まで子ども医療適用 小学生から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 500円/月	
057	須恵町	○		○		○	○	○			500円	500円	3歳以上から中学生まで子ども医療適用 高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○ 上記以外 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)			小学生から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○	小学生から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 500円/月	
058	新宮町	○			○		○	○			500円		○			就学前子ども医療適用 小学生以上高校生世代○ ※上記は子どもの場合	就学前子ども医療適用 小学生以上高校生世代 500円/月 ※上記は子どもの場合	
059	古賀市	○			○			○				○	6歳に達する日以後の最初の4月1日以後にあるものから18歳年度末まで 500円/日(月3500円を上限) 低所得300円/日(月2100円を上限) 精神病床入院費用対象 18歳に達した4月1日以降 500円/日(月10000円を上限) 低所得300円/日(月6000円を上限) 精神病床入院費用対象	6歳に達する日以後の最初の4月1日以後にあるもの 500円/月(上限)				
060	久山町	○		○		○	○	○			500円	500円	3歳から高校生世代○ それ以上 500円/日(月10日上限) 低所得300円/日(月10日上限)	3歳から就学前○ 小学生以上 500円/月		小学生から高校生世代○	3歳から就業前○ 小学生から高校生世代 500円/月	
061	粕屋町	○		○		○	○	○			500円	500円	3歳から高校生子ども医療適用 高校生世代より上入院 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)			小学生から高校生世代まで○	小学生から高校生世代まで 500円/月	
067	芦屋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18歳に達する日以後の最初の3/31まで○ 18歳に達する日以後の最初の3/31までの精神入院費用対象	18歳に達する日以後の最初の3/31まで○		18歳に達する日以後の最初の3/31まで○	18歳に達する日以後の最初の3/31まで○	
068	水巻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18歳年度末まで○ 18歳年度末までの精神入院費用対象 19歳以上一般 500円/日(月7日上限) 低所得300円/日(月7日上限)	18歳年度末まで○		18歳年度末まで○	18歳年度末まで○	
069	岡垣町	○	○	○	○	○	○	○			500円		18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○ 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで精神入院費用対象			18歳に達する以後の最初の3月31日まで○	18歳に達する以後の最初の3月31日まで 500円/月	
070	通賢町	○	○	○	○	500円	○	○	○	○	○	1,600円	中学3年まで○ 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで500円/日(低所:300円/日)※月7日限度 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの精神入院費用対象	中学3年まで○		中学3年まで○	中学3年まで○	
071	小竹町	○	○	500円	500円	500円	○	○			1200円	1600円	1600円					
072	鞍手町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	高校3年生まで○ 高校3年生までの精神入院費用対象 65歳以上入院 一般500円/日(月10日限度) 低所得300円/日(月10日限度)	高校3年生まで○		高校3年生まで○	高校3年生まで○	
075	桂川町	○	○			500円			○	○	600円	600円	○ 精神障害健康福祉手帳取得による受給者の精神病床への入院は18歳に達する以後の最初の3月31日まで対象 ※小学校就学前の児童は、子ども医療を優先			12歳に達する日以後の最初の4月1日から(12歳の年度末までは子ども医療を優先) 医療機関ごと500円/日(月3500円を限度)	12歳に達する日以後の最初の4月1日から(12歳の年度末までは子ども医療を優先) 医療機関ごと800円/月	
096	大刀洗町	○	○	500円	500円	500円	○	○			1000円	1000円	1000円	18歳年度末(精神入院:18歳年度末) 500円/日(月7日限度) 低所得300円/日(月7日限度)				
098	大木町	○	○	○	○		○	○	○	○			18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○ 中学3年生まで精神入院費用対象	中学3年まで○		18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○	中学3年まで○	
103	広川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	入外とも 高校生○			入外とも 高校生○		
111	香春町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18歳の年度末までについては子ども医療費適用			18歳の年度末までについては子ども医療費適用		
112	添田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○ 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで精神入院費用対象			18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○		
114	糸田町	○	○	○	○	○(※5)	○	○	○	○	○	○	3歳～18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○ 精神病床入院費用については、高校3年生まで自己負担なし。			小学校就学後から18歳の年度末までの子ども○(※6)		

000097

09/24/2026

令和8年度 市町村助成制度状況一覧														R8.10月～			
NO	市町村名	子ども医療(81)										障害者(80)		ひとり親(90)			
		入院					通院					1月あたりの自己負担【○：自己負担なし】		1月あたりの自己負担			
		1日あたりの自己負担額 【月7日限度】【○：自己負担なし】 ※市町村毎、1医療機関にかかる料金 ※薬局での自己負担なし					1月あたりの自己負担額 【○：自己負担なし】 ※市町村毎、1医療機関にかかる料金 ※薬局での自己負担なし					対象範囲	入院	通院	対象範囲	【○：自己負担なし】	
		3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の 年度末	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の 年度末					入院	通院
115	川崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18歳の年度末まで○ 中学3年生までの精神病床入院費用対象	18歳の年度末まで○				
118	大任町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18歳年度末まで○ 18歳年度末までの精神入院費用対象	18歳年度末まで(子ども)○				
119	赤村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○ 精神入院費用対象	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○				
120	荏田町	○	500円			500円	○	600円			600円						
125	吉富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3歳～中学3年生 ○ 中学3年生までの精神入院費用対象 高校生以上一般 (300円/日(月10日上限) 低所得300円/日(月10日上限)	18歳年度末までの児童(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除く)○ 父母または養育者○	18歳年度末までの児童(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除く)○ 父母または養育者：800円/月(医療機関ごと)			
129	筑前町	○	○	500円	500円	○	○	1200円	1800円	○	○						
130	東峰村	○	○	○	○	○(※2)	○	○	○	○	○(※2)	3歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○(※7)	小学生～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○(※7)				
131	上毛町	○	○	○	○	○(※3)	○	○	○(※3)								
132	築上町	○	○	○	○	○	○	○	600円 ※所得制限なし		身体障害者手帳3級(1050以上) 所得制限あり	小学1年生から18歳に達する日の前日の以後の最初の3月31日まで 一般500円/日(月7日限度) 低所得300円/日(月7日限度) 精神病床入院費用対象 (就学前までは子ども医療を使用)	小学1年生から18歳に達する日の前日の以後の最初の3月31日まで 500円				
133	福智町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18歳の年度末まで○ 18歳の年度末までの精神入院費用対象	18歳の年度末まで○				
134	みやこ町	○	500円			○	600円										

子ども医療・障害者・ひとり親医療について

(※1)福岡市：3歳児精密検査の場合は、自己負担500円なし。

(※2)東峰村：①ひとり親家庭等医療費助成受給者
②就業している者、婚姻している者
①と②に該当する者は対象外

(※3)上毛町：①医療保険各法の被扶養者でない者(国保被保険者を除く)。
②婚姻している者
①と②に該当する者は対象外

(※4)うきは市：精神障がい者(就学前(3歳以上)～高校生世代以外)は精神病床への入院は対象外

(※5)糸田町：重度障害者・ひとり親家庭等医療証保持者は子ども医療の対象外

(※6)糸田町：重度障害者医療証保持者はひとり親家庭等医療の対象外

(※7)東峰村：令和7年4月診療分から適及

(※8)太宰府市：令和7年10月診療分から適及

「空欄」については福岡県に準じる。